農地転用について

農地転用とは

農地を住宅・店舗敷地、駐車場、資材置き場、植林など、耕作目的以外に利用することです。農地 転用する場合には事前に県知事の許可(4haを超える場合は農林水産大臣の許可)が必要になり ます。

なぜ?

農地は私たちの食生活に必要な食料の大切な生活基盤です。耕作面積の少ない我が国は、食料 自給率が低く、優良な農地を守っていく必要があります。

このため一定の規制を設ける許可制度となっています。

許可を受けないで転用すると・・・

工事の中止または原状回復、その他違反行為の是正のために必要な措置を命じられることがあるほか、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が適用されることもあります。

許可の手続きは?

転用には次の2種類があります。

農地法第4条 農地の所有者が自ら転用する場合

農地法第5条 農地の所有者から売買、貸借して転用する場合

農地転用許可申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、農業委員会に提出してください。

※ 農地転用許可申請書は農業委員会に備えつけてあります。

申請書の受付は毎月27日まで(土日祝日の場合は前後します。)

その他

- 〇農用地区域内の農地は原則として転用が認められる、転用する場合は農用地区域からの除外 (農業用施設については用途区分の変更)が必要になります。
- 〇事故の所有農地を2アール未満の農業用施設、農作業道水路に転用する場合は許可不要となりますが、工事を始められる前に農業委員会へ「許可不要転用届」を提出してください。
- 〇農地の形状を変更されるときは、「農地形状変更届」を提出してください。

詳しいことは地元農業委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。